第３回鹿屋市有機農業推進協議会 会次第

日時：令和６年 12 月 26 日（木）14：30～
会場：鹿屋市役所 議会棟３階 全員協議会室

１．開会

２．農林商工部長あいさつ

３．協議事項

（１）有機農業に関する啓発及び理解促進活動の報告・・・資料１
①鹿屋市有機農業セミナーの開催報告
②鹿屋市農業まつりにおける有機農産物販売ＰＲ

（２）第２回協議会内容の確認　・・・資料２

（３）鹿屋市有機農業推進方針（案）の検討　・・・資料３

（４）その他

４．閉会

資料１

３．協議事項

（１）有機農業に関する啓発及び理解促進活動の報告

①鹿屋市有機農業セミナーの開催報告

ア．セミナーの目的及び趣旨

有機農業の推進には、市内の生産者をはじめ市民が有機農業の意義や必要性を正しく理解することが必要であることから、セミナーを開催し、有機農業に関する知識や意識醸成を図ったもの

イ．鹿屋市有機農業セミナーの内容等

日　時：令和６年 11 月 15 日（金）　14:00～16:45
場　所：鹿屋市農業研修センター　２階大会議室
講　師：〇イオン九州株式会社　福山　博久 氏
テーマ「有機農産物の販売状況について」
〇有限会社 かごしま有機生産組合　上野　豊 氏
テーマ「地球畑方式と新たな取組について」
〇NPO 法人 鹿児島県有機農業協会　古市　聡美 氏
テーマ「有機ＪＡＳ認証取得制度等について」

ウ．参加者：52 名

エ．アンケート結果の主な意見（43 名が回答）

・有機農産物の栽培には土づくりが大切だと分かった。
・消費者への理解を深める活動も大事だと分かった。
・若い世代にもっと知る機会があればよいと思った。
・スーパーなどで有機食品を注意してみたいと思った。
・安全な物を提供される生産者の大変さが分かった。
・給食への導入も、少量からでも進めてほしい。　　等

②鹿屋市農業まつりにおける有機農産物販売ＰＲ

令和６年 11 月 23 日に鹿屋市霧島ヶ丘公園自由広場で開催した農業まつりにおいて、有機農業に関する展示等のブースや、有機農産物の販売ＰＲ活動を実施した。

ア．展示内容

有機農業をめぐる情勢（農林水産省）や取組の事例紹介パネル等の展示

イ．販売ＰＲ

かごしま有機生産組合（地球畑）による有機農産物のＰＲ活動

ウ．農業まつり来場者数

約 43,000 人

資料２

第２回鹿屋市有機農業推進協議会 会議録

会議名称等	第２回鹿屋市有機農業推進協議会の結果について
日時	令和６年 10 月 11 日（金） 14:30 ～ 16：00
場所	市役所全員協議会室
出席者	別紙のとおり
趣旨・目的・議題等	第１回協議会の委員の意見や聞き取り調査等を踏まえて作成した鹿屋市有機農業推進方針の骨子案について協議を行ったもの １　第１回協議会内容の確認について ２　鹿屋市有機農業推進方針（案）骨子の検討について
結果・まとめ	**・鹿屋市有機農業推進方針（案）骨子については、事務局が提案した内容で概ね了承。** **・現状、市内の有機生産者数や生産量が少ないため、今後推進を図っていくためにも、セミナーの実施や有機農業相談窓口の設置など取組を検討すること。** **・学校給食への導入に関しては、現状として価格・量・規格の観点でハードルが高いが少量からの導入など、できる可能性を引き続き検討すること。** **・有機の加工品の販売も検討すること。**
概要・主な意見	１　第１回協議会内容の確認について →　委員からの意見特になし。 ２　意見交換 （学識経験者） 資料６ページの１技術栽培等に関する事項（４）労働力の確保について、農福連携の活用は、「自社農園でのスキルアップを経て、自社施設外就労など農業者の一助を担う」という箇所に限定した話か。 （事務局） そうである。 （流通・販売・実需者） 前回委員から質問があったが、農地の団地化や畑かん設備の充実などは補助事業を使ってできないものか。 （事務局） 有機農業においてドリフトは非常に大きな問題になっていると認識している。今、市では地域計画を作成しており、今年度中に完成する予定であり、10 年後の農地をどのように誰が活用するかといったことについて区分けするなど、耕作者の意見が集約される。 どこのエリアが有機に適しているかの区分けも、地域計画によって可能になるのではと考えているが、具体的なエリアやどのような品目がそ

	の地に適しているかなどの詳細は、今後決定されるものであるため事務局として問題意識は持っているものの、現段階で推進方針に載せるレベルにないと考えている。 　また、畑かん整備については、笠之原台地と肝属中部において畑かん施設が整備されている。 （流通・販売・実需者） 　市の推進方針（案）検討資料をみると、有機の青果物販売がメインになっているため、加工品の販売も視野に入れた方がいいのではないか。 （事務局） 　加工品も販路拡大の手法の一つであることから検討材料の一つとさせてもらいたい。 （流通・販売・実需者） 　団地化については国も推進していることから、市の推進方針に加えてもらいたい。 （流通・販売・実需者） 　骨子の項目については、有機農業に関して網羅されていると思うが、市の推進方針を作った後に、各種取組を行う際には予算化がされるのか。今後有機農産物を作る人が増えて鹿屋市のみならず県内外に売り込むような仕組み作りをどう考えているか。 （事務局） 　現在、鹿屋市農政課内に「かのや食・農商社推進室」という係があり、そこは生産者が作ったものを、食品卸業者等に売り込む業務を担っており、こちらが業務委託でやるものや逆に依頼を受けるものもあり、費用をかけるかどうかはその都度で異なるが、これまでも必要があれば予算化してきており、有機農業に関しても同様に対応することになると思う。 （流通・販売・実需者） 　鹿屋市は今後、宮崎県の綾町のように有機のブランド化を図っていくのか、推進はどのように考えているか。 （事務局） 　市の農政課としては、現状有機生産者の数や生産量が少なく、ある程度の下地がないと、（事務方レベルの話だが）オーガニックビレッジ宣言などをする段階にはないと考えている。 （生産者） 　有機農業の農家数が少ないと感じている。支援するにあたり、どのように農家を増やしていくかをもう少し考えていくべきではないか。

	そもそも周辺の生産者が有機農業に興味関心が無い人が多いと感じるため、Uターン者やＩターン者含めて新規就農する人を増やす仕組みを考えてもらいたい。 （事務局） 初回の協議会の中でも意見としてあったが、生産者及び消費者相互の理解が無いと有機農業は普及しないと感じているため、11 月に鹿屋市主催の有機農業セミナーを実施する予定で準備を進めている。 このセミナーで有機農業の現状や知識の習得など回数を重ねる中で、学んでもらいたいと考えているところである。 消費者についても同様に市のホームページなどを使って周知広報していく予定としているが、委員からの意見を受けてもう少し書き方の工夫などをしたい。 （流通・販売・実需者） オーガニックビレッジ宣言を取っ掛かりのひとつとして捉えてもらえたらと思う。以前、南種子町とかごしま有機生産組合とで連携協定を結び、町おこしのツールとして活用したことがあった。宣言を皮切りに有機セミナーなどを町主催で開催し、これまで慣行栽培を行っていた生産者の中から興味を持つ方が出てきたり、新規就農で有機栽培を始めたい方が出てきたりするなど、アクションを起こしてから人が増え始めたと感じている。 しかし、役場の新規就農の窓口が上手く機能していなかったために、就農にはつながらなかったことがあるためそこもしっかりとしないといけないと思う。恐らく就農計画が立たないとかそういったことで断られたのだと思う。 （事務局） オーガニックビレッジ宣言は事務局内であまり議論をしたことが無いため、南種子町など宣言した自治体などに調査を行うことや、まちの農業の特色を踏まえた上で宣言すべきかどうか含めて検討したい。当然宣言をしたことで推進の旗印にはなることから、しっかりと協議したい。 市としては、新規就農者の意欲があり行政の方で後押しができるような内容であれば対応している。また、相談を受けるときに今後、稼いでいけるような計画を描いていなければせっかくの設備投資も無駄になるため計画を考え直すような話をすることもある。 （流通・販売・実需者） 新規で有機を始める人の相談窓口については、方針でも示してほしい。また、有機のブランド力向上や意識醸成のためにもオーガニックビレッジ宣言はしてほしい。

	（生産者） 有機農業をするにあたり、就農の計画や収入の目途が立たないのであれば、鹿屋市の場合は給食センターを持っているので、センターで有機野菜を取り扱い、補助を入れて買い上げるような形にすれば、通常の栽培よりもメリットがあり、新規就農の計画も立てやすいと思う。 学校給食で使っていれば、有機野菜に対する意識も変わると思われる。もう少し鹿屋市の中で有機野菜を取り扱う場所や施設を増やしてみてはどうか。 （事務局） 学校給食は議会からもよく質問が出ており、一番の課題は価格とロットの問題である。鹿屋市は現在南部、北部、吾平の３か所のセンターで給食を提供しており、１日約 10,000 食を作る必要がある。昔ながらの自校方式であれば取扱量がそれぞれ異なるので、まだ対応しやすいところはあると思うが、センター方式でかなり大規模にやっているため、学校給食は、年間を通じて色々な野菜の確保や、献立に入れるための基準がある。 また、価格に関しても現在は全額行政負担であるが、有機食材となると価格も上がるため保護者の負担も想定される。学校給食への導入は、教育委員会との協議も必要となりこれまでも協議を行っているが、複数の課題があるところである。 （教育機関） 市内に３か所給食センターがあり、定期的に栄養教諭と担当者が協議する場を設けている。その中で有機食材をどうするかという議論もなされており、課題となるのは先程も出ていた一定量の確保、規格、価格であり、そこがクリアできれば学校給食も導入できる可能性があると認識している。 （流通・販売・実需者） 有機農業はハードルが高いというのが実感である。農業で生計を立てて行かないといけないことを考えたときに、方法はあると思うが有機農業で生活するのは難しいと思われる。生産者の多くは、どのようにして量を取るか、綺麗なものを作るかといった考え方が主流のような気がするので、そこからの方向転換は難しいと思う。 有機農業について、兼業で良いと思うし、地域の中で学びながら実践していく。そのようにして近いところから議論していくことや、具体的な取組がないと、市の目標とする令和 14　年の有機 JAS 面積 156ha の達成は難しいのではと思っている。

	（流通・販売・実需者） 有機農業はハードルが高いと感じている。有機農業に限らず、通常の農業でも生産性の面で肥料の高騰が進んでおり、国の補助はあるが今の段階では、農家コストの部分が価格転嫁に繋がっていない。 また、有機農産物を一般の消費者が中心になって選ぶというところには、まだまだ追いついていないのが現状であり、行政の下支えが必要であり、少しずつの積み重ねが目標達成につながると思う。 （認証機関） みどり戦略が始まってから、有機 JAS 認証の認証件数も増えるかと思っていたが、微増であった。 これから増える見込みはあると思うが、有機 JAS 取組面積を令和 14 年までに 156ha にするという目標は、学校給食などで導入してもらえないと、なかなか拡大に繋がらないと感じている。 今の鹿児島の認証件数は、410 件弱で、そこから伸び悩んでいる状況である。 新規取得者がいないわけではないが、高齢化や経済的理由を背景に取得を辞める方もいる。 有機 JAS 認証の取得を辞めた方のほ場を誰かが引き継いでくれるようなネットワークづくりが大事だと感じている。 農水省の補助で、有機農業の指導者への補助金があったと思うので、是非活用してもらい、各地域に技術指導者を増やしてもらえるとありがたい。 また、有機畜産物という認証もあり、鹿屋市は畜産の街でもあるため、そこに対しても視野を広げた取組をしてもらえたら良いと思う。 （関係機関） 消費者理解が十分でないことは認識しており、国では「みえるらべる」というもので、生産者の努力を見える化して、それを消費者にアピールする取組をはじめている。 また、令和７年度の概算要求でも有機農業の取組に対する事業も要求をしているところであり、有機に対する取組が付加価値として生産者に返ってくる仕組み作りを行っていきたい。 （教育機関） 学校給食については、当センターでも話題としており、さつまいもは、旬のもので献立に入れていない時期がある。にんじん、玉ねぎであれば、１年を通じて献立に使っている。当センターでにんじんを月に 2,000kg 使っており、全て有機農産物を使うのは難しいと思う。例えば、事前に確保できる量が分かっていれば、有機で栽培したにんじんと、それ以外で栽

	培したにんじんを組み合わせて、使えるのではとの意見が出た。価格については、物価高騰もあり、日々の献立作成も苦しい状況にあり、そこについては対策が必要。せっかくの有機農産物なので、給食で使う際は、ぜひ生産者の方たちと一緒に子供たちに有機農業を伝える機会があると更によいと思う。 （関係機関） 生産の面からいうと、いろいろな課題があり、継続した取組が必要で、その上で所得を上げないといけない。消費者については、有機農業を理解してもらい、他の慣行より少々高くてもしょうがないというぐらいの認識にならないと推進は難しいので、取組を進める中でそうなっていくと良い。 （学識経験者） 販路開拓では、市内外の大手スーパーの部分は、大きな販路として期待できるが、直売所とか生協もあるため、どのような書き方にするのか、追記するのか検討の余地がある。 ヨーロッパでは、有機の価格は慣行より約 1.3 から 1.5 倍ある。有機と慣行のコーナーは分かれているが、慣行７、有機３で日本と比べ有機の割合がかなり大きく、有機が浸透していると感じている。 違いは何かというと、ヨーロッパは環境保全の意識が高いことから有機の消費に繋がっている。消費者の理解が必要である点は、有機農業の環境保全や持続可能性への貢献との関連性をしっかり分かりやすく、できれば若いうちから、小学校や中学校で教育することも大事だと考えており、検討が必要だと感じている。 （流通・販売・実需者） 飲食店の拡大と、新規の生産者の出口のマッチングが必要で、市のフォローについて付け加えた方が良い。 学校給食については、年間なくてもよいと思う。スポット的に１ヶ月に１回とか、値段は時期的なもので合うタイミングもあると思う。教育に関しては、実際に子供たちが畑にいくなど連動した取組をしてはどうか。私達も産地に連れて行くなどの取組を行っている。 （流通・販売・実需者） 方針ができた後の動きを教えてほしい。 （事務局） ３月に策定予定で、あと２回の会を計画している。作成後は教育サイドや福祉の分野との調整が必要と考えており、方針を公表し周知を図っていきたい。予算化については、方針の内容を令和７年度に直接反映するの

	は難しいが、国の制度の活用も検討しながら、有機の生産振興を図っていきたい。委員の皆様には、来年度以降についても、ご意見等いただきたいと考えている。

資料３

鹿屋市有機農業推進方針

（案）

令　和　７　年　３　月

鹿　屋　市　農　政　課

目　次

Ⅰ　有機農業の現状と課題

１　国の取組　・・・１Ｐ

２　県の取組　・・・２Ｐ

３　本市の取組　・・・２Ｐ

Ⅱ　有機農業の推進に関する事項

１　栽培技術等に関する事項　・・・３Ｐ

２　販路開拓に関する事項　・・・４Ｐ

３　農業者への普及・啓発に関する事項　・・・５Ｐ

４　推進品目に関する事項　・・・５Ｐ

５　推進体制に関する事項　・・・６Ｐ

６　目標設定に関する事項　・・・６Ｐ

７　推進方針の期間　・・・６Ｐ

【参考資料】

１．鹿屋市有機農業推進協議会設置要綱

２．鹿屋市有機農業推進協議会 委員名簿

Ⅰ　有機農業の現状と課題

１　国の取組

国は、食料・農業・農村基本法において、我が国の農業生産全体の在り方を環境保全に重視したものへ転換することとしており、こうした特徴を有する有機農業についても、その推進を図ることとしている。

一方、現状では、化学肥料及び農薬を使用する通常の農業と比べて、有機農業（注１）は病害虫・雑草による品質や収量の低下が起こりやすいこと、有機農業に対する消費者や実需者の理解が十分とはいえないことなどから、その取組は少ない状況にある。

このため、国は、2006 年 12 月に「有機農業の推進に関する法律」、2007 年 4 月に「有機農業の推進に関する基本的な方針」を定め、生産、流通、消費の各側面から有機農業の推進に関する施策を総合的に講じ、有機農業の発展に向けた取組を推進している。

さらに、近年の気候変動の影響や生物多様性の低下、ＳＤＧｓをはじめとする環境への意識の高まりを受け、2021 年５月に「みどりの食料システム戦略」を策定し、持続可能な農業生産体制を構築していく中長期的な観点から、2050 年までに化学農薬使用量の 50%低減、化石燃料等に由来する化学肥料使用量の 30%低減、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を 25%(100 万 ha)に拡大することなどの目標を設定し、カーボンニュートラル（注 2）等の環境負荷軽減に向けた取組を推進している。

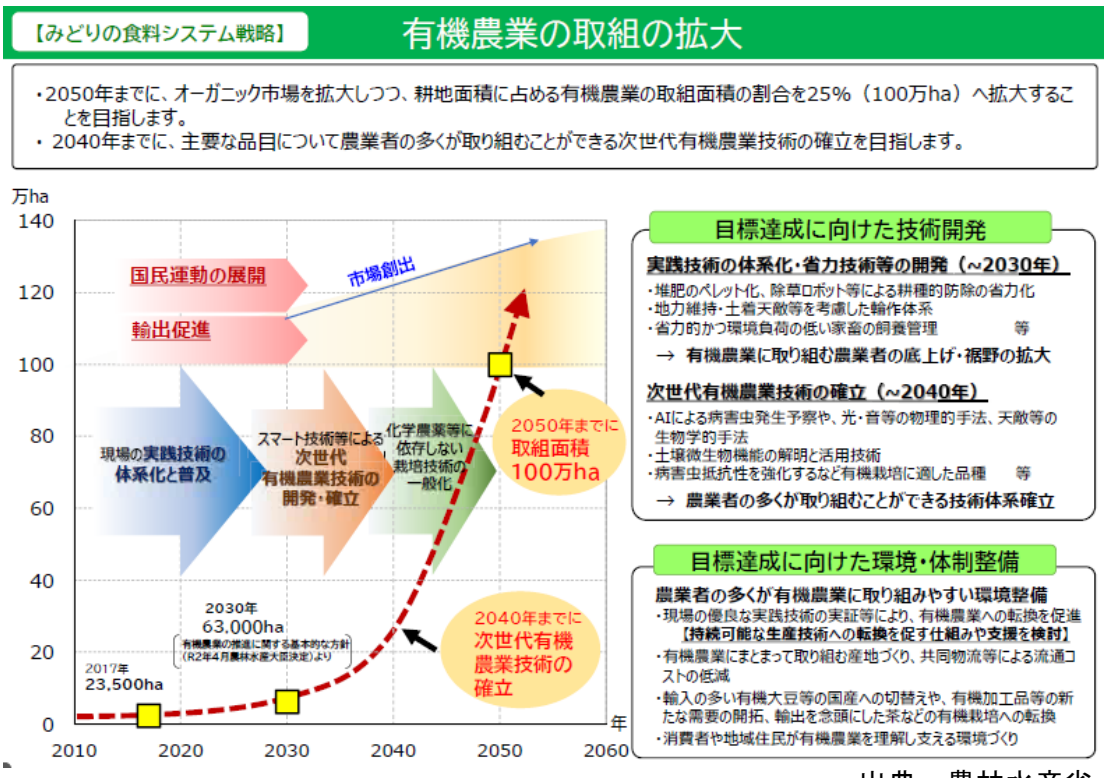

出典：農林水産省

２　県の取組

鹿児島県では、農業を持続的に発展させていくため、2005 年 12 月に定めた「かごしま食と農の県民条例に基づく基本方針」に基づき、生産・加工・流通・消費に至る施策を一体的に展開するとともに、食の安心・安全や環境保全に関する関心の高まりなどを背景に、農業が持つ自然循環機能を維持・増進させ、農業による環境への負荷の軽減を図るため、環境との調和に配慮した産地づくりに関する施策に取り組んでいる。

また、国の「有機農業の推進に関する法律」に基づき、2008 年８月に「鹿児島県有機農業推進計画」を策定し、有機農業の推進に取り組んでいる。

さらに、2020 年４月には、国がＳＤＧｓ（注３）への貢献や、有機農産物の需要に応じた生産等の考え方を整理し、「有機農業の推進に関する基本的な方針」の見直しを行ったことから、県においても 2021 年３月に「鹿児島県有機農業推進計画」の改定を行い、環境と調和した農業の一翼を担う有機農業の一層の推進を図ることとしている。

３　本市の取組

（１）現状と課題

本市における環境保全型農業の取組については、2015 年２月に策定した「第 1 次かのや農業・農村戦略ビジョン」に基づき、関係機関・団体と連携しながら、耕畜連携（注４）を基本とした飼料用米やＷＣＳ（注５）の生産、家畜排せつ物由来の良質堆肥などの地域資源を生かした環境に優しい循環型農業の推進に取り組んできている。

さらに、2023 年３月に策定した「第２次かのや農業・農村戦略ビジョン」においても、国の「みどりの食料システム戦略」の策定や、ＳＤＧｓへの関心の高まりを踏まえ、基本施策の一つとして環境保全型農業の推進を位置づけており、関係機関・団体と連携しながら、化学農薬・肥料の使用低減や有機農業の拡大、耕畜連携による環境に配慮した農業の推進等に取り組んできている。

しかしながら、有機農業の拡大については、病害虫・雑草対策に要する労働時間や生産コストの大幅な増加等を伴うこと、有機農業に対する消費者や実需者の理解が十分に進んでいないこと、慣行栽培（注６）と比べると有機農産物等の販路が限られていることなどの課題も多く、本市における有機農業に取り組む農業者や生産面積は少ない状況にある。

（２）鹿屋市有機農業推進方針の位置づけ

本推進方針は「第２次かのや農業・農村戦略ビジョン」に基づく個別計画であり、本市における有機農業の課題解決に向けた取組を推進するための基本的な方針として位置づけるものである。

Ⅱ　有機農業の推進に関する事項

１　栽培技術等に関する事項

有機農業では病害虫・雑草対策等が課題であり、温暖・多湿な気候である本市においては、冷涼な地域と比べて労働時間や生産コストの大幅な増加等を伴うことから、有機農業の栽培技術の普及と生産拡大に向けては、関係機関・団体等と連携しながら下記の取組を推進する。

（１）土壌分析による環境に配慮した土づくり

化学肥料を使用しない有機農業においては、良質堆肥等を活用した土づくりが特に重要であることから、土壌の養分状態を適切に把握するための土壌分析による有機質肥料（注７）や良質堆肥等の適正使用に取り組み、環境に配慮した土づくりによる環境負荷や生産コストの低減を推進する。

（２）有機農業の栽培マニュアル等を活用した推進

県が作成した「有機農業の技術マニュアル（2022 年３月）」や、有機農業の手引きである「有機百培（栽培編）（2019 年２月）」等を活用しながら、県の有機ＪＡＳ指導員など関係機関・団体等と連携した栽培技術指導等を行う。

（３）補助事業等を活用した省力化機械等の導入

有機農業では、病害虫・雑草対策に多くの労力を要することから、スマート農業機械等による労働時間の低減を図るため、国・県補助事業等の積極的な活用を推進する。

＜導入が想定されるスマート農業機械等＞

リモコン草刈機

自動操舵システム

自動水管理システム

※今後、国の研究機関等による技術開発の動向を注視しながら生産者等に情報提供を行う。

（４）労働力の確保

有機農業における労働力の確保に向けては、定年帰農者など多様な人材や農福連携（注８）の活用について、関係機関・団体等と連携して推進する。

２　販路開拓に関する事項

有機農産物等の消費拡大・販路開拓を図るためには、有機農業者や農業団体等と流通業者、販売業者が連携・協力し、多様なニーズに即した取組を進めることが重要であることから、消費者が身近に有機農産物等を入手できるよう、販路開拓や流通の合理化等による販売機会の多様化を図る。

（１）有機ＪＡＳ認証（注９）の推進

有機農産物等を販売する実需者ニーズへの対応や、消費者が明確に有機農産物等であることを認識し購入する手法として、有機ＪＡＳ認証の普及・啓発に取り組むとともに、農産物や加工品における有機ＪＡＳ認証の取得を推進する。

（２）市内外の卸売業者・販売店等との連携

市内外の有機農産物等の卸売業者やスーパー・直売所等での取引・販売や、飲食店等と連携した外食産業での活用を推進し、有機農産物等の消費拡大や販路開拓を推進する。

（３）インターネット販売等の活用推進

有機農産物等の産直通販サイト等を活用したインターネット販売や、ふるさと納税制度の活用により、有機農産物等の消費拡大や販路開拓、販売機会の多様化を推進する。

（４）その他

有機農産物等の市内学校給食や医療福祉施設等での利用促進や、実需者からの有機農産物等の需要に関する情報の収集・提供を行い、有機農産物等の消費拡大や販路開拓を推進する。

（５）消費者への理解促進

農業者や実需者、その他の関係者等と連携しながら、有機農業や有機ＪＡＳ認証の表示制度、有機農産物等の価格に対する消費者への理解促進を図る必要があることから、以下の取組を推進する。

① 有機農業に関するイベントの開催や市農業まつり等における情報発信

② 市ホームページやＳＮＳ（注 10）など広報媒体やセミナー等を通じた有機農業の取組事例等の紹介

有機ＪＡＳマーク

３　農業者への普及・啓発に関する事項

有機農業に取り組む農業者や生産面積を拡大するための普及・啓発については、関係機関・団体と連携しながら以下の取組を推進する。

なお、これらの取組は、慣行栽培から有機農業への転換を強制するものではない。また、慣行栽培や有機農業に関わらず、農業者の自主性や主体性を妨げるものではない。

（１）市ホームページやＳＮＳなど広報媒体やセミナー等を通じた有機農業の取組事例等の紹介

（２）有機農業の栽培マニュアル等の紹介

（３）有機農業に関する補助事業等の紹介

（４）農薬取締法等に基づく農薬の適正使用及び飛散防止対策の徹底に関する周知

４　推進品目に関する事項

本市は、台風や桜島降灰の被害を受けやすい地域であることから、さつまいも、ごぼう、にんじん等の根菜類が多く栽培されている。一方で、ピーマンやきゅうり、花き等の施設栽培に加え、茶、水稲など多様な作物が栽培されている。

このようなことから、有機農業においても、本地域の気象条件等に適した品目を中心に生産に取り組むこととする。

また、それらの生産にあたっては、農薬飛散等の影響を低減し、効率的な有機農業を推進するため、農地一筆ごとに 10 年後の担い手を位置付ける「地域計画」（注 11）を踏まえた、農地と農産物の集積・集約化を進める。

なお、推進品目については、国の研究機関等の情報や需要動向等を注視するとともに、関係機関・団体等と連携しながら柔軟に対応する。

５　推進体制に関する事項

本市における有機農業の推進については、鹿屋市農政課が中心となり、関係機関・団体等と連携しながら推進することとする。

なお、推進にあたっては、「鹿屋市有機農業推進協議会」に随時、取組状況等を報告し、有機農業の取組や課題等について協議・検討を行うこととする。

６　目標設定に関する事項

本推進方針は「第２次かのや農業・農村戦略ビジョン」に基づき、有機ＪＡＳ取組面積を 2019 年の 46ha から、2032 年までに 156ha とすることを目標とする。

７　推進方針の期間

本推進方針は、概ね 10 年間の方針とするが、農業全体の様々な計画の見直しの状況を踏まえ、５年後を目途に必要に応じて見直しを検討する。

【用語の説明】

（注 1）有機農業

有機農業の推進に関する法律（平成 18 年法律 112 号）において、「有機農業は化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」と定義されており、本推進方針においてもこの定義を使用する。

（注 2）カーボンニュートラル

Ｃｏ２(二酸化炭素)をはじめとする温室効果ガスの「排出量」を削減する取組に加え、植林や森林管理等による「吸収量」を増加させる取組と併せて、実質的にゼロにすること。

（注 3）ＳＤＧｓ

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）は、2015 年 9 月の国連サミットにおいて採択された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17 のゴール・169 のターゲットから構成されている。

（注 4）耕畜連携

畜産農家が供給する堆肥を利用して、耕種農家が野菜や飼料等を生産し、生産した飼料を畜産農家へ供給する、畜産農家と耕種農家の連携のこと。

（注 5）ＷＣＳ

稲の穂と茎葉を一緒に刈り取ってロール状に成型したものを、フィルムでラッピングして乳酸発酵させた牛の飼料のこと。

（注 6）慣行栽培

地域毎に農家の多くが実践する農作物の栽培方法で、農薬や肥料を使用する一般的な栽培方法のこと。

（注 7）有機質肥料

油粕や魚粉、牛糞等の植物又は動物性由来の資源を原料とする肥料のこと。

（注 8）農福連携

障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組のこと。

（注 9）有機ＪＡＳ認証

ＪＡＳ法に基づき、農薬や化学肥料等の化学物質に頼らないことを基本として、有機ＪＡＳに適合した生産が行われていることを、第三者機関が検査して認証する制度のこと。

認証された事業者は「有機ＪＡＳマーク」を使用することができる。

（注 10）ＳＮＳ

インターネットを通じて、交流や情報等を共有するためのもので、企業や団体がマーケティングや情報発信の手段の一つとしても活用されている。

（注 11）地域計画

地域の農業者等の話し合いによる将来の農地利用の姿を目標地図として明確化するもので、概ね 10 年後を見据え、誰がどのように農地を使って農業を進めていくのかを示した計画のこと。

鹿屋市有機農業推進協議会設置要綱

（趣旨）

第１条　有機農業の推進に関する法律（平成18年法律112号）第３条に規定する基本理念にのっとり、本市の農業特性を踏まえ、有機農業の生産拡大等に向けた基本的な方向性を検討し、課題解決等に向けた鹿屋市有機農業推進方針を作成し、有機農業の推進を図るため、鹿屋市有機農業推進協議会を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

（協議する事項）

第２条　協議会は次の事項について検討等を行う。

(1) 鹿屋市有機農業推進方針の作成に関すること。

(2) 有機農業の振興に関すること。

(3) 有機農業の推進に向けた関係機関・団体等との連携に関すること。

(4) その他市長が必要と認めること。

（参加者）

第３条　市長は、次に掲げる者のうちから協議会への参加を求めるものとする。

(1) 学識経験者

(2) 生産者（農業者）

(3) 流通・販売・実需者（ＪＡ、量販店等）

(4) 有機ＪＡＳ認証機関

(5) 関係行政機関

(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（運営）

第４条　協議会に協議会を進行する会長を置き、会長は、学識経験者をもって充てる。

２　市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（守秘義務）

第５条　協議会の参加者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（庶務）

第６条　協議会の庶務は、農林商工部農政課において処理する。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年４月1日から施行する。

委員名簿

	項目	機関名
1	学識経験者	鹿児島大学　農学部　教授
2	生産者	茶市内生産者
3		露地野菜市内生産者
4		施設野菜市内生産者
5		水稲市内生産者
6	流通・販売・実需者	かごしま有機生産組合
7		イオン九州株式会社
8		JA鹿児島きもつき
9		JA肝付吾平町
10		JAそお鹿児島
11	有機JAS認証機関	NPO法人鹿児島県有機農業協会
12	関係機関	九州農政局　鹿屋駐在所
13		大隅地域振興局　農政普及課
14		鹿屋市　学校教育課
15		栄養教諭